

## 稲城市立公園有料駐車場運営管理委託候補者選定委員会設置要綱

令和6年8月1日  
市長決裁

### (設置)

第1条 稲城市立公園有料駐車場運営管理委託にあたり、公募型プロポーザル方式による契約の締結を行う候補者を選定するため、稲城市立公園有料駐車場運営管理委託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 企画提案書の評価による候補者等の選定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、候補者の選定に関し必要な事項。

### (組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者で構成する。

- 2 委員会には、委員長を置き、都市環境整備部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める所掌事務の終了する日までとする。

### (会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、会議の運営上必要があると認めるとき、委員以外の者に会議の出席を求めることができる。
- 5 会議は、非公開とする。

### (守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた際も同様とする。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市環境整備部緑と環境課長において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年 月 日から施行する。
- 2 この要綱は、第4条に規定する委員の任期が満了する日をもって、その効力を失う。

別表（第3条関係）

部名	役職
都市環境整備部	都市環境整備部長
	緑と環境課長
	緑と公園係長
	緑と公園係